

会 議 録

令和元年度第2回藤沢市子ども・子育て会議

開催日時	2019年（令和元年）8月5日（月）10:00～11:51
開催場所	本庁舎3階 会議室3-3、3-4
出席者	委員14名（うち、職員1名） 増田委員長、猪野委員、梶ヶ谷委員、齋藤（勤）委員、梶居委員、内田委員、稲垣委員、松尾委員、澁谷委員、大澤委員、御室委員、郡司委員、早田委員、村井委員 事務局23名 子育て企画課（川口参事・吉原主幹・宇野課長補佐・高田課長補佐・小島・和田）、子ども家庭課（田淵参事・加藤主幹・大庭課長補佐・杉田課長補佐）、保育課（中川参事・宮代主幹・森井主幹・鳥羽課長補佐・浜野課長補佐・岡本上級主査・曾我部主査）、子育て給付課（岩田課長・鶴井課長補佐・作井課長補佐）、子ども健康課（阿部課長・中村課長補佐）、青少年課（加藤課長）
欠席者	委員5名

内 容

- 1 開会
- 2 委嘱状交付、委員紹介（自己紹介）
- 3 正副委員長の選出
- 4 議題
 - (1) 第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画及び（仮称）藤沢市子どもの貧困対策実施計画の策定について
- 5 その他
 - (1) 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査結果報告について
 - (2) 市民ワークショップ速報について
 - (3) 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の変更について
 - (4) 企業主導型保育事業における病後児保育の実施について
 - (5) その他
- 6 閉会

1 開 会

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回藤沢市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。議事に入るまで進行をさせていただきます子育て企画課の吉原と申します。よろしくお

願いいたします。

2 委嘱状交付、委員紹介（自己紹介）

＜委嘱状交付＞

小野副市長より、市民委員 13 名に対し、委嘱状を交付する。

＜小野副市長あいさつ＞

副市長の小野でございます。任期満了に伴う委員改選後、初めての会議開催に当たり、市長にかわりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援制度がスタートしてから、5 年目を迎えます。全国的に少子化が進行する中、地域とのつながりが希薄ということも言われる昨今でございます。子育ての不安感や孤立感が高まっている。また、ライフスタイルの多様化による保育需要の高まりによって、計画以上に保育所を整備しても、供給が追いつかないなどの事態がここ数年続いています。本年 10 月にスタートする幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要はさらに高まることが予測されますが、保育所の整備にあわせて保育士の不足もまた、待機児童の要因の 1 つになってまいりますので、多様な取り組みの検討を含めて、待機児童対策をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

そして、平成 26 年 1 月に施行されました子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部がことし見直され、市町村における貧困対策計画の策定が努力義務とされました。本市においても、昨年秋に実施させていただきました「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」の結果に基づき、地域の方たちのご意見も踏まえて、計画の策定を進めているところです。ただいま委嘱させていただきました委員の皆様方には、これから 2 年間、本市の子ども・子育て支援の推進に関しまして、活発かつ忌憚のないご意見をいただければと思っております。

委員の皆様方には、今後ともご支援、ご協力をぜひよろしくお願い申し上げます。

＜委員自己紹介＞ 名簿順

○猪野委員

藤沢市青少年指導員協議会の猪野と申します。ふだんは、子どもと青少年の健全育成と非行防止の活動をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○梶ヶ谷委員

2 番の公益財団法人藤沢市みらい創造財団青少年事業部の梶ヶ谷と申します。当財団の青少年事業部は、青少年の体験事業、藤沢市の青少年施設の管理・運営、児童クラブの管理・運営を行っております。

○齋藤（勤）委員

株式会社ストーブカンパニーの齋藤と申します。市内でよつば保育園をやっております。小規模保育が 3 園と企業主導型が 2 園、それから認可保育所 1 園、合計 6 園を運営しております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○柘居委員

社会福祉法人高谷福社会理事長の柘居新です。当法人は、市内に認可施設、2 つの小学校区で児童クラブを運営させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○内田委員

大清水中学校の内田でございます。市内の中学校、最北端から最南端まで勤務してまいりました。藤沢市のために何かお役に立てればと思って、今回参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲垣委員

湘南高校校長の稲垣でございます。高等学校の立場から、さまざまお話を伺いながら勉強させていただき、また必要があれば、こちらのほうからもお話をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○松尾委員

藤沢市民生委員児童委員協議会から、主任児童委員として参加しております松尾と申します。こちらの子育てのほうで、いろいろ協力できることがあればと思います。これから2年間、いろいろ勉強もしていきたいし、皆様のお話も伺っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○澁谷委員

関東学院大学で教鞭をとっております澁谷と申します。所属が社会学部になっておりますが、ふだんは社会福祉士の養成に従事させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○増田委員

14番の増田まゆみでございます。私は長年、東京家政大学など、保育士養成、保育者養成にかかわっております。その職を辞しました後、市内に湘南ケア アンド エデュケーション研究所を立ち上げて、いろいろな研修等に取り組んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

○大澤委員

神奈川県中央児童相談所の子ども支援課長の大澤と申します。児童相談所は4つの課があり、私がいる子ども支援課は、主に虐待であるとか非行とかを中心に、地区を担当している福祉士を束ねている課の課長をしております。よろしくお願いいたします。

○御室委員

16番、社会福祉法人みその御室美佐子と申します。遅くなりまして申しわけございません。

社会福祉法人みそのですけれども、全国に教育機関、それから福祉の分野での事業を展開しております。藤沢におきましては、藤沢のみその台で中高の女学院と、同じ敷地の中に児童養護施設106名、それから聖園ベビーホームとあって、0歳から2歳までの子どもが40名。ご家庭で養育するには適切ではないお子さんを、児童相談所を介して、親がわりに育てております。児童養護施設聖園子供の家では、藤沢市さんの子育てのショートステイ・トワイライト事業を受けております。よろしくお願いいたします。

○郡司委員

市民公募委員の郡司です。今は民生委員をさせていただいていまして、たまたまいろいろ感じたことを書きましたら、こういうお役が回ってきてしまって、びっくりしているところでございます。ただ、自分の経験から見えることは少しあったなという感じだけでございますけれども、よろしくお願いいたします。

○早田委員

私は早田美枝子と申します。公募への応募に当たっては、これまでの経験を志望動機として書かせていただきました。今、ちょっと間違えたところに来てしまったかなと反省もありますが、お勉強させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○村井委員

藤沢市子ども青少年部長の村井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本年は子ども・子育て支援事業計画の第一期で、次の計画を立てる。もう1つ、子どもの貧困対策の計画を立てるという年でございますので、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・出席状況の確認（委員19名中、14名の出席）
- ・資料の確認（次第、資料1～5、前回の全体会議録）
- ・速記者による会議録作成のため、発言の際はマイクの使用をお願い。
- ・計画策定の受託事業者である株式会社浜銀総合研究所の野口副主任研究員と石川研究員の同席あり。
- ・会議は公開（藤沢市情報公開条例第30条）とし、会議資料は閲覧（藤沢市審議会等の会議の公開に関する要領第6条）とすることを確認。傍聴者なし。

3 正副委員長の選出

(事務局)

それでは、次第の3「正副委員長の選出」に移らせていただきます。

藤沢市子ども・子育て会議条例第6条第2項におきまして、委員長、副委員長は委員の互選によって定めるとされております。委員長につきまして、ご推薦等はございませんでしょうか。

(梶ヶ谷委員)

委員長は、これまでこの子ども・子育て会議で委員長を務めていただきました増田委員を委員長に推薦させていただきます。

(事務局)

増田委員を推薦ということでご意見いただいておりますが、ほかにご意見等ございますでしょうか。

なければ、増田委員に委員長をお引き受けいただきたいと存じますので、早速でございますが、委員長席のほうにお移りいただき、この後の議事進行をお願いいたします。

(増田委員、委員長席に移動)

(事務局)

それでは、増田委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

(増田委員長)

皆様方のご推薦をいただきました増田でございます。微力ではございますけれども、これまでこの会議で、委員の方々が非常に積極的にご意見を出していただきまして、藤沢を前に向かって進めるような会であったかと思っております。また、今期もぜひ委員の方、お1

人お1人いろいろなご意見をお出しいただきまして、第二期のとても大事な、そして先ほどお話にもございましたように、貧困問題も大変重要なことで、藤沢もやっこの2本立てでできるような状況になりましたので、どうぞお力をいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

(事務局)

それでは、この後の進行は増田委員長にお願いいたします。

(増田委員長)

それでは、早速進めていきたいと思ひます。

藤沢市子ども・子育て会議条例第6条4項には、「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する」とされております。

副委員長につきましては、委員の互選とされておりますけれども、私、委員長といたしましては、本日の会議はご公務でご欠席ではございますけれども、保育や子育て、青少年問題とは異なる広い視野から、いろいろとご意見をいただける竹村委員にお願いしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(増田委員長)

では、ご異議がないということで、竹村委員に副委員長をご依頼申し上げたいと思ひます。

4 議題

(1) 第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画及び(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画の策定について

(事務局)

お手元の資料1、「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」と「(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画」の2つの計画を今年度策定します。策定に当たっては、3月末に成果物として計画書を刊行するまでの流れの中で、計画の骨子など、具体的にどういったものにしていくのかというところは、その都度、皆さんにお諮りさせていただいて、ご意見、ご提案いただき、それをまた改定して、中身を更新していくという流れにご協力いただきたいというところでご説明申し上げます。

まず、1「計画等の概要」、先ほど副市長の挨拶の中でもございましたけれども、もともと、平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、市町村が子ども・子育て支援事業計画を定めなさい、それに伴って審議会を立ち上げなさいということで、皆さんにきょうお集まりいただいている次第です。

「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」は、27年度から今年度(令和元年度)までの5年間を一期とした計画になってございます。こちらが今年度末をもって終期を迎えますので、令和2年度から6年度まで、新たな5年を一期とした計画の続き、第二期を今回つくっていきますというお話になります。

こちらの支援事業計画は、保育所、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業など、子ども・子育て支援にかかわる事業の需給計画になっております。その需給計画を定めるに当たり、市民の声を聞く機会としてアンケートを実施しております。そ

らがこの子ども・子育て支援事業計画の下のほうを見ていただくと、「基礎調査」というところで、「利用希望把握調査」と書いてあるものになります。

未就学児のお子様をお持ちのご家庭、就学児のお子様を持つご家庭、それぞれ 6,000 世帯の方々を対象に、この5月に調査を実施しております。質問例としては「今、保育所に通っていますか」とか、今、お母さまが働いていない環境にいらっしゃる方でしたら、「今後、就労のご希望はありますか」、それに伴って「保育所や放課後児童クラブの利用はありますか」など、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するものになっています。

調査は既に終わっておりまして、今、集計作業をしております。まずは、その調査で拾った声、どれぐらいニーズがあるかという数値の精査をしているところですので、今後、その作業において皆様からご意見をいただきたいという流れになってございます。

2つ目は、「現行計画」には何も名称が書いてございません。関係法令で申し上げますと、平成 26 年 1 月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、今回、その法律の施行後 5 年を経過したというところで、今年、法律の一部改正、また新たな大綱の策定に基づき、策定するものになります。法律の一部改正の中で大きく市町村にかかわるところで申し上げますと、子どもの貧困対策に関する計画書の策定について、「努力義務」とうたわれたことが、今回の大きな改正の 1 つになってございます。

藤沢市の動きですが、市内にお住まいのお子さん、そしてお子さんをお持ちのご家庭の方が、どういった状況にあるのかをまず把握しようということを目的に、昨年 9 月に「子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。市民の方にはアンケートという形での調査、また、日ごろからお子さん、そして子育て家庭の支援に携わっている団体の方々には、ヒアリングという形で調査をかけました。

その調査結果をまとめたものがこのピンクの分厚いもので、これまた、皆さんに今回の会議のご案内をさせていただくときに、一緒に同封させていただいたかと思えます。1 つはこの分厚い、市民の方へのアンケートをまとめたものと、この半分ぐらいの厚さのもの、これがそれぞれヒアリングの調査報告書となってございます。これはなかなか読み切れない厚さになっていますので、後ほど抜粋という形になりますが、簡単にお話しさせていただきます。

調査の中で出てきた課題がございまして、それに対して藤沢市としてどう取り組むべきか、どう対応すべきかをまとめていくのが、(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画になってまいります。

続いて、それぞれの計画の流れをご説明させていただきましたけれども、計画の位置づけとして簡単に図解に示したものが、2「計画の位置づけ」となっています。

一番左側の図が平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で、大もとは「藤沢市市政運営の総合指針」というものがございまして、それに基づいて、福祉の分野、道路ですとか、今回で言えばオリンピック・パラリンピックのことですとか、それぞれの計画がこの総合指針を中心に配置されております。

その中の福祉の分野において、「子ども」というところで、今であれば子ども・子育て支援事業計画というものになりまして、子ども・子育て支援法の前身の藤沢市次世代育成支援行動計画を継承した形になってございます。この次世代育成支援行動計画で申し上げますと、母子保健法に基づく藤沢市母子計画というのも、次世代の中に継承されております。

もう1つ、藤沢市子ども・若者計画という18歳以上39歳未満までの方を対象とした計画も、全て子ども・子育て支援事業計画という現行計画の中に入っております。

もう少し申し上げますと、子ども・子育て支援事業計画の中で、保育所の整備計画や放課後児童クラブの整備計画も入っておりますので、それぞれ個別に取り出して、成果物として仕上げているものが、藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）、藤沢市放課後児童クラブ整備計画というものになってございます。

今ある形が左の図ですが、これを今後、令和2年度からの新たな5年間の計画ということで申し上げますと、まずは、第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画という法定計画がございますので、その中に1つ、子どもの貧困対策実施計画も入ってくるようなイメージで考えております。この辺についてはまた、具体にご相談させていただきたいと思っております。

次に、3「全体スケジュール案」で、きょうが8月5日で、この後、秋、冬と、どういう動きで成果物を仕上げていくかという大体の流れは、大まかではありますけれども、記載しているとおりでございます。

続きまして、4「進め方」です。申し上げますとおりに、今年度、第二期子ども・子育て支援事業計画と貧困の計画を策定していくという中で、非常にタイトなスケジュールで進めさせていただくこととなります。つきましては、昨年度それぞれ部会を設置しておりますので、その部会の中で具体にご審議いただくという形をとらせていただきたいと思います。

今回、事務局のほうで委員の方々を2つの部会に割り振らせていただいております。皆さんの選出母体ですとか、ご専門のところをこちらで考慮した上で、このような形になっております。

きょう、この場でご確認いただきたいこととしましては、この2つの部会継続、そして部会員さんの選出、また、今後進めていくに当たっては、全体会があつての部会ではありませんが、部会の中で具体的に審議をしていただくという意味では、部会それぞれにご審議いただく権限を与えていただきまして、全体会という場につきましては、それぞれ部会で話し合ったことを事後報告、事後確認するという形で進めさせていただきたいと思っておりますので、この点については、この場でぜひご確認をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

（増田委員長）

これまでの流れと今後の流れ、また、特にこれからいろいろな検討をしていく上で、2つの部会に分かれての検討、そして全体会という流れ。さまざまな観点からのご報告でございました。何かご質問とかご意見がございましたら、お聞きしたいと思います。

（澁谷委員）

ちょっと過去の経緯がわからないもので、1点だけ教えていただければと思いますが、母子保健計画については、藤沢市さんのほうでは、別途検討会等立ち上げて策定しているということではなくて、いわばこの会議体の中で取り扱っていると理解してよろしいでしょうか。

（事務局）

母子保健計画につきましては、前回の子ども・子育て支援事業計画の中に一部として取

り込んでいる形になっておりますので、この子ども・子育て会議のほうでご審議いただくという形をとらせていただいております。

(澁谷委員)

わかりました。ありがとうございます。特に貧困関係のところ、妊産婦の方たちの生活実態というところは、視点として非常に大事になってくるかと思っておりますので、確認までということです。

(増田委員長)

ほかにいかがでございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、委員の方々がそれぞれ所属していただきます部会で、委員によっては2つの部会にご参画をお願いすることもございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

5 その他

(1) 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査結果報告について

(事務局)

2 ページ、資料2の全体の目次になります。1「調査の概要」、2「調査結果から把握した課題」、3「子どもの状況」、4「保護者の状況」、5「今後必要だと考えられること」という目次に従って、調査内容をまとめたものになります。

まず初めに、1「実態調査の概要」です。アンケート調査につきましては、5歳児のお子様を持つ家庭、小学校5年生の児童とその保護者の方、中学校2年生の生徒とその保護者の方ということで、それぞれ調査票を5つつくりまして調査をかけております。

もう1つがヒアリング調査で、日ごろお子様と接していらっしゃる小中学校の先生を初め、実際に、具体的に困難を抱える子育て家庭の支援に携わっていらっしゃるNPO団体等の方々にも幅広くお声を頂戴する機会を設けまして、市内の関連機関で申し上げますと32団体、その方々から個別のケースでは44のケース分析をさせていただいております。

アンケートの調査における分析でございますが、3ページの上のスライドになります。実際にアンケートから得た結果に基づきまして、さまざまな困難を抱える子どもについて、以下の3つの視点から分析をかけてございます。

1点目は、経済的な生活困窮の視点です。経済的困窮が子どもの育ちや家庭に及ぼす影響とはどういったものなのか。そして、どのようなシグナルを出していて、それに対して支援者側はどのように気づいていけばいいかというところでまとめています。

2点目は、ひとり親世帯の視点です。ひとり親というところで申し上げますと、世帯に大人が1人のひとり親世帯。いわゆる2世代同居という形のひとり親世帯で視点を絞っております。

3点目は、児童虐待の視点です。児童虐待など、子育てに課題を抱えるリスクが高いグループの子どもや世帯に気づくためのシグナルとはどのような課題を抱える傾向にあるのか。

大きく分けてこの3つの視点から、アンケートについての分析をかけました。

次のスライドは、ヒアリング調査・分析になります。

先ほど申し上げましたけれども、32団体から、個別のケースということで44のお話を

伺っておりますので、特定の気になる子どもと子育て家庭について、世帯構成はどうか、健康・生活状況、子どもの学習状況、保護者の就労・経済状況はどういった形になっているのか、具体的に把握・分析をかけております。

また、支援者ヒアリングの方々に対しては、その個別のケースのお話を伺うだけではなくて、支援者として日ごろどういったところが困っているか。また、行政としてどういったサポートがあれば、皆様が積極的に、より深くご活動いただけるかという点についても伺いをかけております。

2「調査結果から把握した課題」ということで、この実態調査から、大きく分けて12の課題に絞らせていただいています。その12の課題というのは、下の図のように、いろいろな課題、要因等が複雑に絡み合っているという状況を分布図で示したものになります。1つのひもをたぐり寄せても、スーッとひもが解けるわけではなく、それには複雑に絡み合っている課題があるんだということが、実態調査で大きくわかったところになります。

続いて、6ページ、3「困難を抱える子どもの状況」というところで、子どもの視点に立って、6つの角度から分析をかけた資料になってございます。これを1つずつ説明させていただく時間がございませんので、特に藤沢市として特徴的だったところでいくと、3-4「学力・学校生活・不登校」というところです。

16ページ、お子さんが平日、日中に家庭以外のところで所属するということ、学校の環境というのはとても大きいところかなということで申し上げますと、一番上のスライドの「現状と課題の概要」で、大きく5つポイントを挙げている中で、藤沢市の特徴を申し上げますと、「学校の授業が『ほとんどわからない』『わからないことが多い』と回答した小学5年生の約4割は、小学校低学年から授業がわからなかったと回答。困窮層の中学2年生の約半数が学校の授業がわからないと回答」というところは、ほかの自治体と比べても、藤沢市として顕著な結果が出たところになってございます。

「学校の授業がわからないことがあるか/その時期」という質問。これは小学校5年生の結果をグラフにあらわしたものになります。全体から申し上げますと、低学年、小学校1年生、2年生、3年生のころからわからなかったと回答している割合が少し多いかなというところで着目したものになります。

また、その下のグラフで申し上げますと、「学校で困っていることー勉強がよくわからない」と挙げている方がいらっしゃいます。「学校で困っていること」で言うと、友達と仲よくできないとか、先輩・後輩と仲よくできないという人間関係を答えていらっしゃる生徒さんもいますけれども、ここで1つ着目したいのが、「勉強がよくわからない」と回答している方です。特に困窮層の中学生の2人に1人、また、ひとり親世帯の中学2年生の3人に1人が、「勉強がわからない」ことが心配、不安と回答しています。ここは小学校5年生に比べて、中学校2年生になると受験を目の前にして、ご自身で自覚するというのが大きく出ているところかなと考えてございます。

続いて、19ページ、3-5の「自己肯定感・進路展望」、まず、「子どもの自己肯定感」というところです。

調査の中では、例えば「自分のことが好きだ」と言えますかというところで、「とても思う」、「思う」、「あまり思わない」、「思わない」、「無回答」という5段階調査をかけております。「自分のことが好きだ」とは別に、「自分は価値のある人間だと思う」というのも1

つの設問になってございます。それに対する回答が、みんなそんなに自分のことが好きじゃない。これは国民性というところもあるのかもしれないですが、1つ顕著に出たところ
です。

実際にグラフで申し上げますと、21 ページ、これは小学校5年生で見ているグラフになりますが、「自分は価値のある人間だと思う」とかというところで、特にひとり親世帯（2世代同居）の小学校5年生の生徒さんについては、「自分は価値のある人間だと思う」とは「思わない」、「あまり思わない」割合が約5割という結果になってございます。

子どもの自己肯定感を高める、逆に弱めてしまう仕組みの要因として何が考えられるか、まとめたグラフが下のスライドです。

子どもの自己肯定感（小学校5年生）に対して、一番大きく影響を与えると見られるのが「家族との関係性」で、「家族や親せきに悩みごとを相談している」と回答している方については、自己肯定感が高いとは言い切れませんが、その他の状況よりは高目に出ています。この表で言うと、2番目に「友達との関係」、あと「先生との関係」というところで、子どもにとって信頼できる大人、頼っていい、甘えていい大人がいるかどうかというのは、1つ大きなところなのかなということで見ているグラフになります。

今回、この調査はいろいろな視点から分析をかけておりますが、最後のところで申し上げますと、「今後必要だと考えられること」ということで、33 ページになります。

ここから最後のまとめで、「今後必要だと考えられること」と書かせていただいておりますが、実際に調査から得られた声で見えますと、一番最後の35 ページ、「小学5年生保護者のニーズ」で、こちらは自由記述になっている設問でございます。必要と感じる支援や要望は何ですかという問いに対して、記入する方が自由に書いていただける欄になって
ございます。

こちらは同率順位で「学校の敷地内での子どもの居場所・学校の開放」と「子どもの居場所（地域子どもの家、児童館、図書館、体育館などを含む）」ということで、今回の調査では、居場所を一番に求められているという結果が出ております。こういう調査をかけますと、どうしても給付、お金の関係のものを制度化してほしいという声が、順位としては割と挙がってくるわけではあります。今回の実態調査においてはお金の面ではなくて、実際に多かったお声としては、居場所の関係が具体的に挙げられています。

また、支援者ヒアリングの中で聞かれた「これから必要だと思われること」としましても、「地域の子ども・親の居場所」というお声が一番多くかけられました。

簡単ではありますが、実態調査の抜粋という形で終わらせていただきます。

（榊居委員）

高谷福祉会、高谷保育園園長の榊居と申します。最初、保育園の園長をやっているということをご紹介しなかったのが、保育園の園長で、保育士で、社会福祉士でござい
ます。

先ほど結果概要のところの説明をしていただきましたが、確認ですが、浜銀研究所の方がダイジェスト版でつくっていただいたものが今、皆さんの手元にあるということで、基本的には前いただいた報告書が皆さんのところに行くんですよね。それをもとに今、ダイジェスト版の説明をしていただいている。

ダイジェスト版のほうの説明で、今、あっ、そういうことが出てきたかなと思って、私が新鮮に
というか、今までの話にちょっとつけ加えられたなと思ったのは、学力について、

「子どもの学力・学校生活・不登校」の16ページの3-4の2番目の「わからない」という回答をした方が、私の聞き違いでなければ、他市と比べてもちょっと多いかなというお話があったように思います。つまり、学校の理解度について、何か特徴的なことがあったという報告が一番初めにあったと思います。それと、自己肯定感という話があって、最後におまとめになっている「今後必要だと考えられること」では、学習支援も含めて居場所のところと、自己肯定感というところ、話の中身的に少しずれたところがあると思います。

もちろん、全く無関係の話ではなくて、学習を静かにできるような居場所が家にないか、そういったところが影響しているという話でつながっているのかもしれませんが、一番初めのところの授業についていけない子どもの割合がちょっと多かったという話は、今までの流れの中で余り出てこなかった。そのところについての何か新しい知見があったのかということが1つ。

それから、もう一回確認で、これまでのまとめの中では、先ほどの学習支援も含めて、そのお子さんが安心していただける居場所が1つの大きな問題になっていたというお話と自己肯定感、2つのことが大きな問題だったということでもまとめられていたと思うのですが、そのところの変わりはないのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

(事務局)

一番最初のほかの自治体と比べてというところですが、今回のこちらの調査に関しては、東京都さんが行われました調査と似せてというか、同じような項目で作成いたしました。東京都さんと比較ができるようにという意味で同じような項目をつくって参考にさせていただいております。

ここで言っているのが東京都さんと比べてというところで、ちょっと言葉が足りなかったかもしれないですが、藤沢市で特徴が出たのが、「低学年からわからなくなっている」という点です。1年生、2年生の時点からわからなくなっているお子さんが多いというところですが、一概に比較できないところではありますが、低学年から授業がわからなくなっているというところは確実に多いかな、特徴として捉えられるかなと思っております。

次の藤沢市の課題として捉えているところは、今おっしゃっていただいたとおり、自己肯定感の低さと居場所になるのかなと思っております。

(桝居委員)

低学年から理解するのがついていけなくなるお子さんがちょっと多目かなという数字が出たということについての対策を、今後この会議の中でも検討していくことを1つ提案されたということによろしいですね。

(事務局)

それだけではないと思いますが、それも含めて、どういうふうにやっていったらいいかということをご審議いただきたいと考えております。

(猪野委員)

今回の調査は5年生と中2ということですが、幼稚園が無償化になったり、延長保育の補助が始まったりすることで、小さいお子さんを持つ保護者はとても働きやすくなっていると思うのですが、実際に小1になって、非正規で働いている方がとても負担が大きくなっていると、周りの小中を持っているお母さんからも聞いたことがあります。昔から言わ

れている小1の壁は、幼稚園や保育園の無償化によって、保護者にとってはさらに高い壁になっているのではないかと思います。放課後の教室も必要だと思いますが、小学校1年生の保護者に対する状況の把握みたいなものは、藤沢市は何かされていますでしょうか。

(事務局)

小学校1年生に限定したわけではないですが、今回行いましたこちらの貧困関係の実態調査ではなくて、ニーズ調査のほうでは、5歳児から小学校5年生までの保護者の方に、放課後の居場所に特化したアンケートをかけております。そこはまだ集計中で詳しいことを申し上げられないですが、小学校1年生に限ってはいないですが、そのニーズ調査でつかんでいきたいと思っております。

(2) 市民ワークショップ速報について

(事務局)

資料3、「子どもが主役のまちづくり～私たちがあの子にできること～」ということで、ワークショップを開かせていただきました。前回、最後の子ども・子育て会議のときに、「私たちがあの子に」ということ、「あの子に」だと、大人が子どもに対して何かをしてあげるというニュアンスがあるので、「私たちがあの子とできること」と直したらどうかというご意見もいただきましたので、実際に8月3日(土)に、湘南台公民館で行わせていただいたワークショップでは、その意味もご参加された方にはご説明させていただきまして、「私たちがあの子とできること」ということで開かせていただきました。

このワークショップですが、裏面の2ページ、8月3日(土)、これは既におととい湘南台公民館ホールで行っております。それと、第2回目が8月10日(土)、これは湘南大庭公民館で行います。第3回、8月24日(土)は本庁の3階で行わせていただく予定になっております。この3回のワークショップで皆様からいただいたご意見と、生活実態調査の結果を用いまして、今年度、(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画を策定してまいります。

1 ページのところです。

1. 目的

- (1) 【困難を抱える子ども・家庭に関する共通認識の醸成】
- (2) 【計画策定のヒント】
- (3) 【困難を抱える子ども・家庭に関連する地域活動の活性化】
- (4) 【社会資源調査】

という目的を持ちまして、ワークショップを開催してまいります。

第1部は、昨年秋に実施しました「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」結果の概要報告を行う講座形式とし、第2部は、参加者同士が意見交換を行うワークショップ形式の、二部構成とします。

第2部のワークショップですが、参加者を5班から6班のグループに分け、湘南台は参加者の人数が少なかったため3班に分けさせていただき、ファシリテーター(市民活動推進センター職員)のご協力と全体進行に基づきまして、テーブルホスト(市職員)のリードで、幾つかの問いに対し、グループごとに意見交換を行い、最後に発表する形式となっております。

問1 あなたの身の回りに、気になっている「あの子」はいますか？ 「あの子」はどのような状況にいますか？

- ①「あの子」はどんな子で、どのような状況にいますか？ どんな困りごとがありますか？
- ②「あの子」のために、どのようなかかわり、サポート、まちづくりが大切だと思いますか？

問2 「あの子」のために、私たちが今できることは？

- ①「あの子」のために、「わたし」にできそうなことが何かありますか？
- ②「あの子」が笑顔でいるために、「私たち」ができることは？
地域・行政・教育などの関係者が、連携できる取組とは？

ということで、また2回、3回と回を重ねてまいります。

周知用のチラシは、既に各市民センター、公民館、地域の縁側、児童クラブの方などに広く配らせていただいたものになります。

湘南台での開催については、当日15名の参加がありました。そのうちの2名は市民活動推進センターの方で、グループを見て回ったり、まとめのヒントを出していただいて、ご協力いただいた方になります。傍聴の方は、当日5名の方がいらっしやいまして、ワークショップを開催させていただきました。

8月10日、8月24日はもう少しご参加になりたい方がいらっしやいますので、後日また、ご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(3) 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の変更について

(事務局)

資料4にございますとおり、「幼児教育・保育の無償化の実施に伴う『実費徴収に係る補足給付を行う事業』の変更について」というものになります。

まず、実費徴収に係る補足給付を行う事業につきましては、資料の2行目にございますとおり、現在、認可保育施設や施設型給付を受ける幼稚園を利用する児童の保護者が、各園にお支払いする保育料とは別に、例えば給食費や教材費、行事参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るために、その費用の一部を助成する事業として実施しているものです。

本年の10月から幼児教育・保育の無償化が実施されるにあたり、実費徴収に係る補足給付を行う事業のうち、いわゆる給食食材料費につきまして、補助対象者の一部が変更されることに伴いまして、本市におきましてもその取り扱いを変更しますので、そのご報告をさせていただくものです。

その前に、その変更の理由にあります幼児教育・保育の無償化につきまして、今ままだも会議のほうで情報提供させていただいていますが、改めて簡単にご説明させていただければと思います。

1枚おめぐりいただきまして、【参考】のほうにまず、幼児教育・保育の無償化の制度概要を記載しております。

本年10月から、この幼児教育・保育の無償化を全国的に実施するに当たりまして、趣

旨・目的等に関しましては記載のとおりですが、「対象者等」をごらんください。

まず、無償化の対象者といたしましては、幼稚園、認可保育施設、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳の全ての児童及びゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯の児童となっております。

若干前後しますが、対象経費としましては、資料に記載のとおり、児童の保育料で、給食費や日用品費、行事参加費等の実費徴収経費といったものはこの無償化の対象外という形で、それを除く毎月お支払いいただく保育料部分が無償化の対象という形になります。

2つ目の丸にございますとおり、「対象範囲は、児童が主として利用する施設と保護者の就労状況等」、いわゆる保育の必要性が認められるかどうか状況により決定されるもので、表のような形で記載させていただいております。

その無償化の制度に関する表は、後ほどご確認いただければところになります。

1枚目にお戻りいただきまして、この無償化に伴いまして、繰り返しになるんですけれども、実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象者の一部が変更されるというところになります。なお書きの部分ですが、この補足給付事業につきましては、地域子ども・子育て支援事業の1つとして、市町村が子ども・子育て支援事業計画において、事業の実施や給付対象者の範囲等を決定することとされております。

藤沢市子ども・子育て支援事業計画におきましても、まず、48ページの施策の展開という部分、それから126ページにおきまして確保方策として位置づけられておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

この無償化に伴う変更部分ですが、国でも基本的には計画の変更を速やかに行うこととしておりますが、今回ちょうど計画の改定時期であることと、無償化という国の制度を全国的に行うものになりますので、子ども・子育て会議への報告をもって、まずはスタートさせていただくところになります。

具体的にその変更点に関しましては、表の部分になります。

左側に補足給付事業が2つございます。1つは「給食食材料費（副食費）」とございますとおり、給食を提供に要する費用に関する補足給付事業、2つ目は「教材費・行事参加費等」という2種類ございます。

今回、無償化に伴いまして変更があったのは、上の「給食食材料費（副食費）」の部分になります。「現行」と「無償化実施後」という形で並べておりますが、大きく変更があったところは太字ゴシック体で下線を引いている部分になります。

給食食材料費（副食費）に関しまして、現行制度におきましては、対象者は幼稚園（新制度移行園）とございますとおり、「施設型給付を受ける幼稚園」という言い方をしていますが、そちらに通う生活保護世帯の児童が対象となっております。これが無償化実施後は、現状対象ではない、いわゆる新制度未移行園、私学助成を受けている幼稚園で、保護者に関しても幼稚園等就園奨励費補助金が対象になっている幼稚園ですが、そちらの幼稚園に通う児童が対象という形に変更になります。

あわせまして、対象者もこれまでの生活保護世帯のみというものではなく、拡充が行われておりまして、1つ目としまして、まず年収360万円未満相当世帯の児童となっております。2つ目としましては、所得階層にかかわらず、第3子以降のお子さんに該当するということであれば、この給食食材料費（副食費）の補助が受けられるという形に変更とな

っております。

表の下の※印の部分になりますが、これまで対象となっておりました新制度移行園である幼稚園に通う児童の給食食材料費につきましては、無償化実施後は、同じく対象者の拡充をした状況で、現在、運営等に係る事業費を給付費としてお支払いしていますが、そちらの加算項目という形で、引き続き免除を行う取り扱いに変更となります。

以上、簡単ではございますが、実費徴収に係る補足給付を行う事業の変更についての報告となります。よろしくお願いいたします。

(榭居委員)

このことについて、私ども認可保育園をやっている団体もいろいろ意見を言わせていただいているところです。今おっしゃられた給食費の食材費を無償化から外すというところからちょっと抵抗がありますが、それは置いておいて、そこのところで減免をする方としない方といて、両方、徴収の事務は各保育園でやってくださいとなっております。

今現在、私たちの保育園は、各保護者の保育料も知らなければ、どのご家庭がどういう家庭状況かというのは、原則うちのほうには知らされていないという状況から、今回こうやって副食費の減免とかが始まってくるについては、名簿をいただくことになっています。その名簿がこの10月から来るという話ですが、9月の後半にならないとその名簿ができ上がってこないということで、我々がすごく困るのは、どうやって徴収するのか。子どもの前で、このご家庭からは取ります、このご家庭からは取りません、みたいなことはやりにくいので、基本、ほとんどの保育園が金融機関に振替なりなんなりお願いすることになると思うんですが、その手続が、そもそも9月末まで引っ張って間に合うのかという話が1つある。

そもそも、給食を食べる、食べないみたいなことで、皆さん、保育の中で必ずテラスの中で食べるものですから、それはセーフティネットとして保育所を整備する中では、給食というのは欠かせないものですが、その中で実費徴収する、しないというものが出てくるということが、お子さんの食事に影響が出てこないかな。例えば滞納の問題とか出てきたときに、それをどのような形で処理するかということについて、今のままでは保育所任せになってしまわないかなというのが、とても心配になっているところです。

これについては、実際、藤沢市のどの子にとっても楽しい給食であるように、そこところは支援を、できれば給食費は無償化の方向で検討していただきたいというのが、私どもの願いです。

実際、その話の中でちょっと抵抗があったのは、家庭にいても食事はとりますよね、食材費を除外することについては、それほど抵抗がないという話があったわけですが、そもそも今までの話の中で、徴収していただいている保育料の中に各給食費が含まれているという説明も、保護者のほうには十分してこなかったと思います。ここで、給食費は今までの食材無償化から外す、それについては負担がありますよとなると、今でも家庭での食生活が割と乱れていると思うので、例えば遠足なんかに行って、コンビニ弁当をお子さんが持ってきてもそんなにびっくりしないということがよく聞かれるようになってきているところで、保育の中で給食の大事さ、食育、例えば保育士が「嫌いなものでも、一口でも食べようね」という声かけ。それはうちのほうでお金を出して買っている。いわゆるサービスだから、別に好きなものだけ食べさせればいいのか、極端な話、自分の口に合わないものに

ついて要望が出るとか、食育とか食生活について、保育園が子どもに伝えたいものと保護者の思いがずれた場合のことがとても心配というふうに思っています。

(増田委員長)

齋藤委員、もしご意見ございましたら、どうぞ。

(齋藤(勤)委員)

私どもも同じように保育園を運営していますが、食材費が、ここに基準4,500円上限と書いてありますが、保育園によって使っている額がまちまちなんじゃないかなと思っ

ている中で、そもそも何で4,500円?というところも、はてなです。先ほど言われていたように、保護者の方は、主食費とか副食費という部分が保育料の中にこのぐらい含まれていて、だから、このぐらいの食事が提供されているんだという認識は余り持たれてないのではないかという中で、急に副食費を出してくださいというのはちょっと言いにくいなというのがあって、保育料の無償ということであれば、それも含んで無償にしてほしいなというのは、僕らも思っているところであります。

あと、この金額を徴収するに当たっての事務の負担とか、保育園でそれを徴収することによって、それが徴収できなかった場合にどうするんだというところが、もう少し具体的に決まっていったらいいかなと思っ

(増田委員長)

ほかの委員で、何かございますか。

国のほうがこういったものを施策として出して、それに基づいて藤沢市が、先ほどのご説明があったような形で進めるということですが、今、特に保育所のほうからのご質問、ご意見もございましたが、今わかる範囲のところでのご回答といたしますか、お考えを関係するほうからお願いいたします。

(事務局)

さまざまなご指摘、ありがとうございます。ただいまいただきましたご意見でございますが、まず、今回の無償化につきましては、ご承知のとおり、大枠といたしましては、国が定める方式にのっとって進めているというところがございます。その中で藤沢市として裁量がある部分に関しましては、できるだけ皆様方のご意見を頂戴する中で、制度設計を進めてきているというところが基本でございます。

そうした中で今、個別にさまざまご指摘いただきましたけれども、低所得者に対するリストの問題、給食食材料費の滞納の問題、給食費の徴収の取り扱いの変更の問題、また、そもそも4,500円はどのような金額なのかといったさまざまなご指摘事項は、全て課題であると捉えてございます。その1つ1つにつきましては、先ほどもご指摘いただきましたとおり、それぞれの主体ごとに、現在、説明会を開催させていただいております。その中で1つ1つ、市としての考え方をお示ししてまいりたいと考えておりますので、そういった形をお願いしたいというところがございます。

事務負担の部分ですとか、そういったさまざまな課題があることは、市としても十分に認識してございますので、繰り返しですけれども、そういった部分は、市としてもできる限り皆様のご意見を頂戴して、反映できるものはしていくという姿勢で現在進めております。そういったところからご協力いただく中で、10月からの開始に向けて努めてまいり

いと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(増田委員長)

市民もなかなか理解ができない。そしてまた、推進していくそれぞれの施設においても、実に現場も慌ただしく、人手不足とか、さまざまな課題を抱えながらの新たな取り組みですので、十分なやりとりをお願いできればと思います。

(4) 企業主導型保育事業における病後児保育の実施について

(事務局)

まず1の企業主導型保育事業とはというところですが、企業主導型保育事業につきましては、多様な就労形態に対応した保育サービスを拡大し、待機児童の解消を図ることを目的に、平成28年度に創設されました国の助成事業となっております。

保育施設としましては、従業員のお子さんを預かる事業所内保育を基本とした認可外の保育施設に該当しまして、定員の設定におきまして、基本的には従業員のお子さんを預かる、いわゆる「従業員枠」に加えまして、各設置主体である企業の判断で、地域の方がご利用できる「地域枠」を設定することができる認可外の保育施設という形になっております。本市の状況としましては、7月1日現在、市内に19施設ございまして、総定員は390人、うち182人が地域枠のお子さんをお預かりできる定員という形で設置の届出をいただいている状況となっております。

2、病後児保育について、そもそもの「病後児保育の概要」という部分に関しまして、簡単ではございますが、説明させていただきます。

病後児保育につきましては、病院や保育所等の保育室等におきまして、看護師等が一時的に保育を実施する病児保育事業の一類型という形になっております。現在本市におきましては、認可保育施設3カ所において実施しております。

【本市の実施状況】と書かせていただいておりますが、実施している3カ所におきましては、対象者として、現在、認可保育施設をご利用されている生後6カ月経過後から就学前までの市内在住のお子さんが利用でき、利用定員は、3カ所の合計で17名となっております。

説明が前後してしまったんですが、病児保育事業とはいうのを※印に書いているんですが、対象児童の病状等によりまして、例えば病気の回復期に至っていないため集団保育が困難な病児対応型、回復期ではあるものの、集団保育は困難といった病後児対応型等の類型がございます。

(2) 子ども・子育て支援事業計画における位置づけとして藤沢市子ども・子育て支援事業計画の124ページに、病児保育事業に関しましても、地域子ども・子育て支援事業の1つとして、確保方策が位置づけられております。

具体的には、その計画の中に量の見込みと確保の内容を位置づけるとともに、確保方策の考え方といたしまして、病後児保育につきましては、現在実施している3園の利用状況を見ながら、今後、増設を検討するという形、それから、病児保育につきましては、事業の実施を提案する事業者がありましたら、その事業者との協議等により検討するという位置づけになっております。

裏面にお移りいただきまして、今回、お話をさせていただきます(3)企業主導型保育

事業における規定という部分になります。企業主導型保育事業に関しましては、先ほど申し上げたとおり、認可外の保育施設ではあるものの、国の助成事業という中で、今回、病児保育事業を行う場合、各要綱等で規定がされております。

アとしまして、まず厚生労働省の通知「病児保育事業の実施について」に定める職員等の配置であるとか、設備に関する基準に準じて実施すること、イとしまして、児童福祉法の規定による都道府県知事の第2種社会福祉事業の届出を行うことが要綱上定められております。このため企業主導型保育事業において病児保育事業を行う場合につきましては、第2種社会福祉事業の実施主体が市町村となりますので、市町村が企業と委託契約などを締結して実施する必要があります。

これを受けまして、3、企業主導型保育事業における病後児保育の実施については、このたび市内の企業主導型保育事業を実施している事業者のほうから、病児保育事業の実施について現在、提案を受けておりまして、当該事業者と実施に向けた協議を進めております。協議が調い次第、本年10月までに事業を開始する予定となっております。

実施の類型としましては、まずは病後児対応型で、対象者につきましては現状を踏まえまして、スタートの時点では、認可外保育施設を利用している生後6カ月経過後から就学前までの児童で、定員は3名を予定しております。

(齋藤(勤)委員)

私どもも企業主導型保育事業を行っておりますけれども、病後児保育の今後の見込みとか、利用状況を見ながら増設を検討となっておりますが、今後、企業主導型の中で病後児保育の利用人数をどのくらい見込んでいるのか、明らかになっていきますか。今回、3人ということですが。

(事務局)

実際に現状使われている病後児保育というものが、認可の保育園の利用者と限定されている中で、認可外をご利用されている方も含めて、一定程度の需要はあると考えております。そういったところも含めまして、今回、計画のほうで改定を迎えますので、需要等も含めて、その中で整備をできればと考えております。

(齋藤(勤)委員)

もう1つ、企業主導型を設置するに当たって、今年度も、市町村のほうといろいろ事前に打ち合わせてくださいという話になっていくのかなと思いますけれども、市のほうとしては、例えばそういう申し入れがあったときに、病後児保育を検討してくださいという調整を行っていく予定はあるのでしょうか。

(事務局)

昨年度の募集の段階の改定で、ご指摘のあったとおり、事前に市町村に保育所の設置に関する相談が必要となり、事前に相談をいただいていたところです。今年度に関しましては、まだ募集要項は出てないんですけども、事業所のほうから一定程度、病後児もしくは病児対応型を検討されているという形でお話をいただいているところもありますので、そういったところに関しては、順次こちらとしても調整させていただいているところです。先ほど申し上げたように、今後の整備に関しては、計画改定で需要も含めた検討ということになりますので、まだ今の段階では積極的にこちらのほうから、「設置にあたっては病児保育事業をやってください」というお願いをしているものではありません。

(桝居委員)

説明をされていたのなら、ごめんなさい。私のほうの理解が遅くて。本市の今までの病後児保育の実施状況でいくと、対象者が認可保育施設を利用して、生後6カ月経過してから就学までの児童。今回、企業主導型保育事業における対象者は、認可外保育施設を利用して、生後6カ月経過してからということで、要するに利用の対象者が、今までの病後児保育と企業主導型では明確に分かれるということでしょうか。認可保育所を使っている人は今までのところで、認可外がこちらということですか。その辺がちょっとわからなかったのですが。

(事務局)

今回ご報告させていただきました10月までにという施設につきましては、ご指摘のように、資料記載のとおり、まずは認可外保育施設の利用というところで考えてございます。先ほど来申し上げているとおり、今後の本市のこの事業の展開というのは、そういった需給関係も含めまして、計画の中でやることを示してまいりたいという部分がございます。今ご指摘の対象者の範囲の部分につきましても、その中であわせて検討していくということで考えておりまして、最終的には分け隔てがない形に持っていくというのが当然のことだろうと思っております。今現在は本市でもまだ対象施設が少ない、受け皿も少ないという中で、まずは現場の運用なども考慮しまして、少しやりやすいといえますか、そういった形からスタートしたというところでございますので、今後の展開に向けましては、さらに精査、整備していきたいと考えてございます。

(桝居委員)

その一緒にしていくというところで1つ考えなきゃいけないのは、保育の質、要するに保育士の数とか配置数とか、企業型と普通の認可保育園とでは違うと思いますが、そもそも一番最初に確認するところに、たしか市とか県は入ってない。そこから今度新しく病後児保育を始めるに当たって、基準とかそういうものは認可保育園と同じようなものを求めるということでしょうか。

(事務局)

企業主導型保育事業におきましても、実際には保育士の配置に関しましては、50%以上の有資格者が求められているというところと、現状、無資格であっても、子育て支援員研修の受講が必須というところもございまして、市内に設置されている企業主導型保育事業に関しましては、こちらのほうで把握している限りにおいては、ほぼ100%に近い形で保育士が配置されている施設になります。そういったところも含めまして、当然、保育の質の確保に関しましては、今後こちらとしても、施設のほうに一定程度かかわりを持つ中でお願いをしていくというところと、この病後児保育に関しましては、同じ基準を求めていくというところで検討しておりますので、よろしくお願いたします。

(5) その他

(事務局)

次第の一番下「次回」というところに、日程を書かせていただいております。本日、2つの計画を策定するに当たって、それぞれ部会の中で具体的に進めさせていただきますというお話をさせていただきました。

日程が迫っておりまして恐縮ですが、それぞれの第1回目の部会を、今月21日（水）の午前9時から10時半までの1時間半を第二期の子ども・子育て支援事業計画に関する部会、そして10時半からお昼までの1時間半を子どもの貧困対策に関する計画の部会ということで開催させていただきたいと思っておりますので、ご都合のつく範囲でご出席のほど、よろしくお願いいたします。

また、このように皆様がお顔を合わせる機会としましては、第3回全体会を11月19日、午前10時から、このお部屋で予定しておりますので、これもあわせてご確認をお願いいたします。

この8月21日から11月19日まで少し時間があきますけれども、第二期の部会についても、貧困の部会についても、11月19日の前、10月あたりで第2回の部会をそれぞれ開催させていただきたいと考えてございます。その日程についてはまた、21日、お顔を合わせる機会がありますので、そこでご相談させていただきたいと思っております。

6 閉 会

（増田委員長）

今、ご説明がありましたように、直近で8月21日、開始が9時ということで、通常の会議と比べますと早い時間でございますが、2つの会議に両方のご参加をお願いしております委員もいらっしゃいますし、この時間帯の中で実施できればという意図が行政のほうにあるかと思っております。ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これできょうの会議を終了させていただきます。ご協力によりまして、12時前に終了することができました。ありがとうございました。

以 上